

## 国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律の概要

令和元年 6 月  
農 林 水 産 省

### 趣 旨

森林経営管理法による新たな森林管理システムでは経営管理が不十分な民有林を、意欲と能力のある林業経営者（森林組合、素材生産業者、自伐林家等）に集積・集約することとした。このシステムを円滑に実施し、意欲と能力のある林業経営者を育成するためには、安定的な事業量の確保が必要であることから、民有林からの木材供給を補完する形で、国有林から長期・安定的にこうした林業経営者に木材を供給することが有効。

このため、今後供給量の増加が見込まれる国有林材の一部について、公益的機能の維持増進や地域の産業振興等を条件に、現行の入札に加え、一定期間・安定的に原木供給できる仕組みを拡充するとともに、川上側の林業と木材の需要拡大を行う川中・川下側の木材関連産業の連携強化を進めるための環境整備を行う。

### 法律の概要

#### I 国有林野の管理経営に関する法律の改正

##### 1 樹木採取区の指定

農林水産大臣は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、

- ① 樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する一団の国有林野の区域であること（森林の条件）
- ② 指定しようとする区域の所在する地域において、国有林と民有林に係る施策を一体的に推進することにより、地域における産業の振興に寄与すると認められるものであること（経済的社会的条件）

等の基準に該当するものを、樹木採取区として指定することができる。

##### 2 樹木採取権

農林水産大臣は、林業経営者に、一定期間、安定的に、樹木採取区に生育している樹木を採取する権利（樹木採取権）を設定することができる。樹木採取権は物権とみなす。樹木採取権の存続期間は50年以内とする。

##### 3 樹木採取権の設定を受ける者の公募、選定、事業の実施

###### (1) 樹木採取権の設定を受ける者の必須条件

樹木採取権の設定を受ける者は、

- ① 森林の経営管理を効率的かつ安定的に行う能力や、これを確実に行うに足りる経理的基礎を有すると認められること
- ② 民有林からの供給を圧迫しないため、木材利用事業者等（川中事業者）及び木材製品利用事業者等（川下事業者）との連携により、木材の安定的な取引関係を確立することが確実に認められること

等の基準に適合していなければならない。

## **(2) 樹木採取権の設定を受ける者の公募**

農林水産大臣は、樹木採取区を指定したときは、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募する。

## **(3) 樹木採取権の設定を受ける者の選定**

農林水産大臣は、(2)の公募の応募者のうち、(1)の必須条件に適合している者の中から、樹木料（4②参照）の算定の基礎となる申請額、事業の実施体制、地域における産業の振興に対する寄与の程度等を勘案して、関係都道府県知事に協議の上、樹木採取権者を選定する。

## **(4) 樹木採取権実施契約の締結**

- ① 樹木採取権者は、事業を開始する前に、農林水産大臣と、具体的な事業の計画（樹木を採取する箇所、面積、採取方法等）や、川中・川下事業者との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項等を内容に含む契約（樹木採取権実施契約）を締結しなければならない。
- ② ①の契約は、国有林野の公益的機能の維持増進等の観点から、現行の国有林の伐採のルールに則り、農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める基準や国有林野の地域管理経営計画に適合するものでなければならない。
- ③ ①の契約は、5年ごとに締結しなければならない。

## **4 権利設定料等の徴収**

- ① 農林水産大臣は、樹木採取権の設定に際し、その設定を受けた者（樹木採取権者）から、樹木採取権の設定の対価として権利設定料を徴収する。
- ② また、樹木採取権者は、樹木を採取する前に、樹木の対価として樹木料を国に納付しなければならない。

## **5 樹木採取権者への指示、樹木採取権の取消し**

- ① 農林水産大臣は、事業の適正を期するため、樹木採取権者に対して報告を求め、調査し、指示をすることができることとし、正当な理由なく当該指示に従わないときは、権利を取り消すことができる。
- ② 農林水産大臣は、樹木採取権者が3(4)②のルールに適合しない伐採を行うなど、樹木採取権実施契約において定められた事項について重大な違反があったときは、樹木採取権を取り消すことができる。

## **6 植栽関係**

農林水産大臣は、樹木採取区内の採取跡地において国有林野事業として行う植栽の効率的な実施を図るため、当該樹木採取区に係る樹木採取権者に対し、当該植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申し入れるものとする。

## Ⅱ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法及び独立行政法人農林漁業信用基金法の改正

### 1 木材の安定供給の確保に関する特別措置法の改正

- ① 本法の対象者に、川上事業者として意欲と能力のある林業経営者など森林施業の集約化を行おうとする者を加えると同時に、川下事業者（中小住宅生産者等）を新たに位置付ける。
- ② 川上事業者、川中事業者及び川下事業者が、共同して木材の安定的な取引関係の確立を図る事業に関する計画（事業計画）を作成し、知事等の認定を受けた場合、独立行政法人農林漁業信用基金（信用基金）による金融上の措置（債務保証及び低利の資金融通）を講ずる。

### 2 独立行政法人農林漁業信用基金法の改正

- 1 ②の措置を、信用基金の目的規定において位置付けるとともに、当該措置を同基金の業務として追加する。

<b>施行期日</b>
-------------

令和2年4月1日

# 国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律の概要

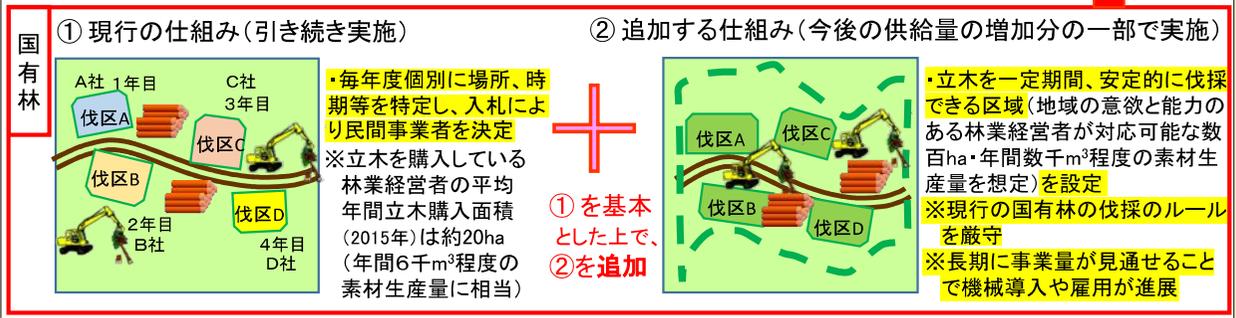
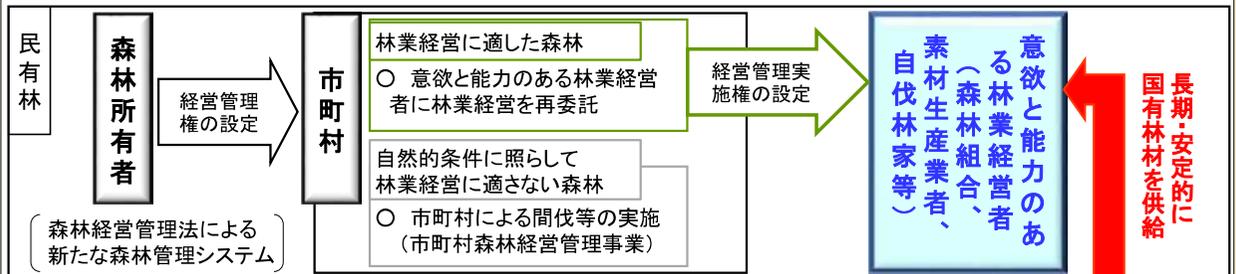
## 背景

- 森林経営管理法による新たな森林管理システムでは、経営管理が不十分な民有林を意欲と能力のある林業経営者（森林組合、素材生産業者、自伐林家等）に集積・集約することとしたところ。
- このシステムを円滑に実施し、意欲と能力のある林業経営者を育成するためには、安定的な事業量の確保が必要であり、このためには、民有林を補完する形で、国有林が長期・安定的にこうした林業経営者に木材を供給することが有効。
- ⇒ 今後供給量の増加が見込まれる国有林材の一部について、公益的機能の維持増進や地域の産業振興等を条件に、現行の入札に加え、一定期間・安定的に原木供給できる仕組みを拡充する必要。
- ⇒ 併せて、川上側の林業と木材の需要拡大を行う川中・川下側の木材関連産業の連携強化を進めるための環境整備が必要。

## 改正の概要

### 1 国有林野の管理経営に関する法律の改正

- 国有林の一定の区域において、一定の期間、安定的に樹木を採取（伐採）できる権利を、民有林材の供給を圧迫しないよう、木材需要の拡大を行う川中・川下事業者との連携を条件としつつ、意欲と能力のある林業経営者に設定できるようにする。  
（第8条の5～第8条の12）
- その際、国有林野の公益的機能の維持増進等を図るため、権利を設定された者（権利者）は、5年ごとに、樹木の採取の具体的な条件等について、現行の国有林の伐採のルール（箇所毎の皆伐上限面積、保残帯の設置等）に適合した契約を国と締結する。加えて、国は、権利者に樹木採取と再生林を一体的に行うよう申し入れることとし、再生林が適切に行われるようにする。  
（第8条の14、第8条の25）
- 権利者が実施契約に係る重大な違反行為を行ったとき等の場合は、国は樹木採取権を取り消す。（第8条の22）



### 2 木材の安定供給の確保に関する特別措置法の改正

川上事業者、川中事業者及び川下事業者が、共同して木材の安定的な取引関係の確立を図る事業に関する計画（事業計画）を作成し、知事等の認定を受けた場合、独立行政法人農林漁業信用基金（信用基金）による金融上の措置（債務保証及び低利の資金融通）を講ずる。  
（第4条、第16条）

### 3 独立行政法人農林漁業信用基金法の改正

2の措置を、信用基金の目的規定において位置付けるとともに、当該措置を同基金の業務として追加。  
（第3条、第12条）

# 国有林野管理経営法の改正についての疑問と回答 ①

疑問	回答
<p>Q.改正法では、一箇所あたりの伐採規模が数<sup>ヘクタール</sup>から数百<sup>ヘクタール</sup>に百倍以上に拡大し、国土の荒廃を招くのではないか。</p>	<p><u>樹木採取区は、その面積を一回で伐採する区域ではなく、一箇所あたり伐採規模は従来と同じです。</u></p> <p>国有林では、公益的機能の発揮を第一に管理経営しています。このため、原則として一箇所あたりの皆伐上限面積を5<sup>ヘクタール</sup>としており、樹木採取区においても、この上限面積は全く変わりません。</p> <p>数百<sup>ヘクタール</sup>というのは、例えば10年かけて伐採する複数の箇所の合計面積で、毎年度伐採するのは数十<sup>ヘクタール</sup>であり、しかも一箇所の皆伐面積は5<sup>ヘクタール</sup>を超えません。なお、このルールは、現在の国有林で行われている伐採の方法と変わりません。</p> <p>また、国有林では、森林の機能に応じてゾーニングを行い、そのゾーニングに応じた森林の取扱い方法を定めています。改正法に基づく樹木採取区でも、このゾーニングに応じた森林の取扱い方法に従うこととなります。</p>
<p>Q.樹木採取権の存続期間は、長すぎるのではないか。</p>	<p><u>権利の期間は10年を基本とし、国が5年ごとの契約の際に伐採計画等の内容をチェックします。</u></p> <p>権利の期間は、10年を基本とし、国産材の需要拡大のニーズが特に大きい地域などでは、地域のニーズや資源状況等に応じて10年を超える期間も設定する考えです。</p> <p>また、権利者には、5年ごとに、5年間の伐採計画等を内容とする契約を国と結ぶことを義務付けています。この契約は、農林水産大臣が定める基準や国有林の計画への適合を要件としており、この仕組みにより、期間が長い場合でも5年ごとに伐採計画等の内容をチェックし、国有林のルールに則った適切な伐採の実施を担保しています。</p>

## 国有林野管理経営法の改正についての疑問と回答 ②

疑問	回答
<p>Q.伐採後の再造林について、国は伐採した事業者に「申し入れる」だけで、確実に再造林されるのか。</p>	<p><u>国有林の造林は、国が責任を持って行っており、今後もそれは変わりません。</u></p> <p>現在、国有林において立木販売等により林業経営体に伐採を行わせた後は、国が責任を持って再造林を行っています。改正法でも同様に、伐採後の再造林は、国が責任を持って行います。なお現在、国が行う造林は、国の職員が自ら行うのではなく、民間事業者に作業を委託して行っています。</p> <p>一方、再造林を低コストに行うためには、伐採と造林を一貫して行うことが有効なことから、伐採を行った樹木権利者に植栽作業も併せて行うよう「申し入れる」規定を設け、これにより、この一貫作業を確実に行える仕組みとしています。</p> <p>なお、仮に事故等があつて、事業者が再造林を行えなかった場合は、国が別の事業者に委託して確実に再造林をします。</p>
<p>Q.大企業や投資会社のみがこの制度を使い、地元で頑張っている事業者が排除されるのではないか。</p>	<p><u>地域で頑張っている林業経営体を応援する仕組みです。</u></p> <p>樹木採取権の設定にあたっては、投資のみを目的としているような会社は権利の設定を受けることができないこととしていることに加え、地域への貢献度合い、例えば地域での雇用の拡大や、事業所の有無、事業実績といった点も総合的に評価して権利を設定することとしています。</p> <p>また、改正法の樹木採取区の面積と権利期間は、一箇所あたり年間数十<sup>ヘクタール</sup>程度、10年間を基本に運用することを考えています。これは、地域の林業経営体が対応しやすい規模と期間を想定しているものです。</p> <p>こうした仕組みにより、地域の林業経営体を応援します。</p>

## 国有林野管理経営法の改正についての疑問と回答 ③

疑問	回答
<p>Q.地域における国有林の仕事を特定の事業者が独占することになるのではないかと。</p>	<p><u>特定の事業者が国有林の仕事を独占することにはなりません。</u></p> <p>現行の入札による木材の販売は、これまでどおり継続します。新しい制度は、今後、供給量の増加が見込まれる国有林材の一部について導入するものです。</p> <p>このため、新たな制度の導入によって、特定の事業者が国有林の仕事を独占することにはなりません。</p>
<p>Q.新しい制度は、国有林の運営権を民間に渡すコンセッション制度なのか。</p>	<p><u>コンセッションではありません。</u></p> <p>コンセッション制度というのは、PFI法に基づき、国の所有する公共施設等に民間の運営権を設定するものです。新しい制度は、国有林野の管理経営は、これまでどおり林野庁が行いますので、コンセッション制度ではありません。</p>